檜原村廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、檜原村廃棄物処理施設の設置等に係る紛争の予防及び調整に関する条例(令和4年条例第18号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(産業廃棄物処理施設)

- 第2条 条例第2条第1号キの規則で定める産業廃棄物処理施設は、次に定めるものとする。
 - (1) 汚泥の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が5立方メートル以上のもの
 - (2) 汚泥の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が5立方メートル(天日乾燥施設にあっては、50立方メートル)以上のもの
 - (3) 汚泥の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 1日当たりの処理能力が2.5立方メートル以上のもの
 - イ 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの
 - ウ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
 - (4) 汚泥の発酵施設であって、1日当たりの処理能力が2.5トン以上のもの
 - (5) 廃油の油水分離施設であって、1日当たりの処理能力が5立方メートル以上のもの
 - (6) 廃油の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 1日当たりの処理能力が0.5立方メートル以上のもの
 - イ 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの
 - ウ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
 - (7) 廃酸又は廃アルカリの中和施設であって、1日当たりの処理能力が25立方メートル以上のもの
 - (8) 廃プラスチック類の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が2. 5トン以上のもの
 - (9) 廃プラスチック類の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 1日当たりの処理能力が50キログラム以上のもの
 - イ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
 - (10) 紙くずの焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 1日当たりの処理能力が100キログラム以上のもの
 - イ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
 - (11) 木くずの焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
 - ア 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの

- イ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
- (12) 木くずの破砕施設であって、1日当たりの処理能力が2.5トン以上のもの
- (13) 木くずの発酵施設であって、1日当たりの処理能力が2.5トン以上のもの
- (14) 繊維くずの焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの
- イ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
- (15) 動物性残さの焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの
- イ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
- (16) 焼却灰及び飛灰の溶融施設であって、1日当たりの処理能力が10トン以上の もの
- (17) 動物性残さの脱水施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以上のもの
- (18) 動物性残さの乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が5トン(天日乾燥施設にあっては、50トン)以上のもの
- (19) 動物性残さの発酵施設であって、1日当たりの処理能力が2.5トン以上のもの
- (20) ゴムくずの焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの
- イ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
- (21) ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた ものを除く。)又は陶磁器くずの破砕施設であって、1日当たりの処理能力が2.5トン 以上のもの
- (22) がれき類破砕施設であって、1日当たりの処理能力が2.5トン以上のもの
- (23) 建設廃材の破砕施設であって、1日当たりの処理能力が2.5トン以上のもの
- (24) 動物のふん尿の焼却施設であって、次のいずれかに該当するもの
- ア 1時間当たりの処理能力が100キログラム以上のもの
- イ 火格子面積が1平方メートル以上のもの
- (25) 動物のふん尿の脱水施設であって、1日当たりの処理能力が5トン以上のもの
- (26) 動物のふん尿の乾燥施設であって、1日当たりの処理能力が5トン (動物のふん尿の天日乾燥施設にあっては、50トン)以上のもの
- (27) 有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設
- (28) 水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設
- (29) 汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設
- (30) 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設又は分解施設
- (31) PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設又は分離施設

(事業計画書)

- 第3条 条例第6条に規定する事業計画書は、廃棄物処理施設設置等事業計画書(様式第1 号。以下「事業計画書」という。)によるものとする。
- 2 事業計画書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 廃棄物処理施設の周辺の案内図
 - (2) 事業用地の全体計画平面図、公図の写し及び登記事項証明書
 - (3) 廃棄物処理施設の平面図、立面図、断面図及び構造図
 - (4) 廃棄物処理施設の構造を明らかにする設計計算書
 - (5) 廃棄物処理施設の処理能力の算出根拠を明らかにする書類
 - (6) 最終処分場以外の廃棄物処理施設にあっては、処理工程図
 - (7) 事業者が法人である場合にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
 - (8) 事業者が個人である場合にあっては、住民票の写し
 - (9) その他村長が必要と認める書類

(関係地域の設定の基準等)

- 第4条 条例第7条第1項に規定する関係地域は、次の各号のいずれかに該当する地域とする。
 - (1) 処理施設からおおむね半径2キロメートル以内の周辺地域
 - (2) 廃棄物の搬入搬出道路の沿道地域
 - (3) その他排水処理施設からの排水等により、生活環境に影響を及ぼす蓋然性のある地域
- 2 前項の規定にかかわらず、村長は、必要があると認めるときは、事業用地の周囲の地 形、気象、人口、自然環境、交通、土地の利用状況、事業計画書の内容等を総合的に勘案 し、関係地域を定めることができる。

(関係地域設定通知書)

第5条 条例第7条第2項の規定による通知は、関係地域設定通知書(様式第2号)により 行うものとする。

(告示及び縦覧)

- 第6条 条例第8条の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 縦覧期間及び縦覧時間
 - (2) 縦覧に供する廃棄物処理施設の設置の内容
 - ア 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務 所の所在地)
 - イ 廃棄物処理施設の設置場所
 - ウ 廃棄物処理施設の種類
 - エ 廃棄物処理施設において処理する廃棄物の種類

- オ 廃棄物処理施設の処理能力(最終処分場である場合にあっては、埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (3) 意見書の提出について関係住民等は、意見書を提出することができる旨
- 2 条例第8条の縦覧場所は、次のとおりとする。
 - (1) 檜原村役場産業環境課内
 - (2) 関係地域内又はその周辺地域内で村長が指定する場所
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、村長が必要と認める場所

(説明会の開催等)

- 第7条 条例第9条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画告示年月日及び告示番号
 - (2) 説明会の名称
 - (3) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事 務所の所在地)
 - (4) 説明会の対象地域
 - (5) 関係地域内において説明会を開催できない場合は、その理由
- 2 条例第9条第3項の規定による届出は、説明会実施届出書(様式第3号)により行うものとする。
- 3 事業者は、説明会において書類及び図面を配布するときは、当該書類及び図面を説明会 実施届出書に添付しなければならない。

(説明概要書)

- 第8条 条例第9条第4項の説明概要書は、説明概要書(様式第4号)によるものとする。
- 2 前項の説明概要書には、説明会において配布し、又は使用した書類及び図面を添付しなければならない。

(意見書)

第9条 条例第10条第1項の意見書は、意見書(様式第5号)によるものとする。 (見解書)

- 第10条 条例第11条第1項に規定する見解書は、見解書(様式第6号)によるものとする。
- 2 第6条第2項の規定は、条例第11条第2項の意見書等及び見解書の写しの縦覧場所に ついて準用する。

(意見調整会の開催等)

- 第11条 条例第12条第2項及び第3項の規則で定める事項は、次のとおりとする。
 - (1) 事業計画告示年月日及び告示番号
 - (2) 意見調整会の名称
 - (3) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事

務所の所在地)

- (4) 意見調整会の対象地域
- (5) 関係地域内において意見調整会を開催できない場合は、その理由
- 2 条例第12条第3項の規定による届出は、意見調整会実施届出書(様式第7号)により 行うものとする。
- 3 事業者は、意見調整会において書類及び図面を配布するときは、当該書類及び図面を意 見調整会実施届出書に添付しなければならない。

(意見調整概要書)

- 第12条 条例第12条第4項の書面は、意見調整概要書(様式第8号)によるものとする。
- 2 前項の意見調整概要書には、意見調整会において配布し、又は使用した書類及び図面を 添付しなければならない。

(事業計画書記載事項変更届出書)

第13条 条例第15条第1項の規定による届出は、事業計画書記載事項変更届出書(様式 第9号)により行うものとする。

(軽微な変更)

第14条 条例第15条第2項に規定する規則で定める軽微な変更は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第7条の2第1項、第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5第1項又は第15条の2の6第1項の規定による変更の許可を要しない変更に相当するものとする。

(事業計画廃止届出書)

第15条 条例第16条第1項の規定による届出は、事業計画廃止届出書(様式第10号) により行うものとする。

(あっせん)

- 第16条 条例第17条第1項の申請は、あっせん申請書(様式第11号)により行うものとする。
- 2 条例第17条第3項の規定による通知は、あっせん決定通知書(様式第12号)により 行うものとする。
- 3 村長は、あっせんを行うに当たり、当事者に出席を求めることができる。 (あっせん打切り通知書)
- 第17条 条例第18条第2項の規定による通知は、あっせん打切り通知書(様式第13 号)により行うものとする。

(勧告書)

第18条 条例第19条第1項の規定による勧告は、勧告書(様式第14号)により行うものとする。

(公表)

- 第19条 条例第19条第2項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 事業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 廃棄物処理施設の設置場所
 - (3) 事実及び命令の内容
 - (4) その他村長が必要と認める事項
- 2 前項の公表は、檜原村公告式条例(昭和38年条例第3号)に規定する掲示場への掲示 その他村長が適当と認める方法で行うものとする。

(檜原村廃棄物処理施設設置等調整審査会)

- 第20条 条例第20条第1項の檜原村廃棄物処理施設設置等調整審査会(以下「審査会」 という。)に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。ただし、会長に事故があるとき、又は会長 が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、議長となる。
- 4 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決する ところによる。
- 6 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。
- 7 審査会の庶務は、産業環境課生活環境係において処理する。 (その他)
- 第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。